

平成28年 第8回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 平成28年8月29日(月) 午後14時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 13名
 - 1番 金崎 均
 - 2番 水町 茂
 - 3番 大西 準一
 - 5番 大福 裕子
 - 6番 木浦 由子
 - 7番 森 清一
 - 8番 永友 祥一
 - 10番 永友 定己
 - 11番 坂本 幸
 - 12番 宇治橋 俊美
 - 13番 永友 清太
 - 14番 渡瀬 俊弘会長 坂本 弘志
4. 欠席委員
なし
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
 - 第2 会期の決定(別記のとおり)
 - 第3 諸報告
 - 第4 議案第32号 農地移動適正化あっせん事業について
 - 第5 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 第6 議案第34号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について
 - 第7 議案第35号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について
6. 事務局職員 事務局長 鳥井和昭 局長補佐 三笠浩三
主 査 佐野由美

(開会14時00分)

[事務局]

皆様お疲れ様です。只今から平成28年第8回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。それでは、坂本会長、会の進行をよろしくお願いいたします。

[議長]

こんにちは。本日の委員、13名中全員が出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項により、総会は成立しております。

これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。高鍋町農業委員会会議規則第9条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。本日の議事録署名委員には、6番 木浦 由子委員・7番 森 清一委員を指名いたします。なお本日の会議書記には、事務局職員の三笠浩三局長補佐を指名いたします。

日程第2の会期の決定につきましては別記のとおり、本日8月29日の1日間とすることについて、ご異議はございませんか。【異議なしの声有り】異議なしと認めます。よって会期は、本日8月29日の1日間と決しました。

日程第3の諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

2ページをお開きください。諸報告、業務報告【8月】12日（金）第5回常設審議委員会が宮崎県トラック協会で開催されました。会長が出席しております。17日（水）農地あっせん委員会を開催しております。第3委員会室で坂本幸委員、宇治橋委員、事務局からは鳥井、三笠補佐が出席しております。22日（月）が現地調査です。水町委員、木浦委員、大福委員、事務局からは鳥井、佐野主査が出席しております。22日（月）平成28度高鍋町畜魂慰霊式が高鍋町中尾地区協同埋却場で行われています。会長が出席しております。29日（月）平成28年第8回高鍋町農業委員会総会です。全委員、全職員出席となっております。同じく29日（月）総会が終わりまして中間管理機構についての説明会を行います。全委員、全職員出席予定でお願いします。31日（水）高鍋町農業者年金受給者協議会会員研修会を高鍋温泉めいりんの湯で行います。会長、事務局からは鳥井、佐野主査が出席予定です。

業務計画【9月】です。1日（木）平成28年度農業者年金加入推進研修会がJAアズムで行われる予定です。渡瀬副会長、木浦委員、事務局からは佐野主査が出席予定です。5日（月）平成28年第3回高鍋町議会定例会が開会予定です。まだ詳細の日程が報告されておりませんので予定ということで5日に入れております。会長、水町委員、事務局からは鳥井が出席予定です。7日（水）西都児湯管内農業委員長・農年受給者協議会長・事務局長合同会議が都農町役場で行われます。会長、事務局からは鳥井が出席予定です。8日（木）9日（金）が平成28年度九州・沖縄ブロック女性農業委員研修会が大分市コンパルホールで行われる予定です。木浦委員、大福委員が出席予定です。12日（月）第6回常設審議委員会です。宮崎県土地改良会館で行われる予定です。会長が出席予定です。21日（水）現地調査です。会長、大西委員、坂本幸委員、事務局からは鳥井、佐野主査が出席予定です。

同じく 21 日（水）全国農業新聞全国統一普及強化月間に伴う市町村巡回が高鍋町役場第 2 会議室で行われる予定です。会長、木浦委員、事務局からは鳥井、佐野主査が出席予定です。28 日（水）平成 28 年第 9 回高鍋町農業委員会総会です。全委員、全職員出席予定です。業務報告、業務計画については以上です。

[事務局]

訂正があります。業務計画の 9 月 1 日ですが、年金加入推進研修会の方は会長も出席予定になっています。

3 ページをご覧ください。県進達経過報告を申し上げます。農地法 4 条申請平成 28 年 7 月 21 日現地調査を行っております。申請人 ○○○○ 転用目的は露天駐車場で問題ありません。

農地法 5 条申請 平成 28 年 7 月 21 日現地調査を行っております。譲受人 ○○○○ 譲渡人 ○○○○ 転用目的は一般個人住宅で問題ありません。

譲受人 ○○○○ 譲渡人 ○○○○ 転用目的は宅地分譲で問題ありません。

譲受人 ○○○○ 譲渡人 ○○○○ 転用目的は工事用車両置場及び資材置場で問題ありません。なお、8 月 12 日付けで許可となっております。

[議長]

ただいまの報告について、ご質問・ご意見はございませんか。

[11 番]

農地あっせん委員会の報告をいたします。9 月 17 日 10 時より、鳥井局長、三笠補佐、振興公社より ○○○○ 様、宇治橋委員、私、(坂本幸) で開催いたしました。老瀬 ○○○○ 様 借受申出者 ○○の ○○○○ 様で大字 ○○ 字 ○○の畑 7,498 m² を協議の結果、総額 ○○ 円で成立したことを報告いたします。

[議長]

他に質問はありませんか。【質疑なし】 それでは、質問等ないようですから以上で諸報告を終わります。

それでは続きまして 日程第 4、議案第 32 号農地移動適正化あっせん事業についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

4 ページをお開きください。議案第 32 号農地移動適正化あっせん事業についてです。1 番 平成 28 年 8 月 5 日 売渡の申出です。申出者 ○○ 大

字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑
5,687 m² こちらの案件につきましてご提案がございまして、現在耕作されて
おります〇〇の〇〇〇〇さんという方が既に木浦委員にこの件についてご相
談がいております。木浦さんも借り手の方をあたっている状況ということ
で、順番員を本来であれば永友清太委員ですがこのような経緯を考慮して木
浦委員とさせて頂きたいという事で提案致します。

続きまして2番 平成28年8月19日 売渡及び貸渡の申出です。申出
者 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇
番 田 1,612 m² この申出につきましてあっせん委員の指名をお願い致し
ます。

[議長]

只今、説明が終わりましたが、ご意見ご質問はございませんか。【質疑なし】
それではあっせん委員の指名をいたします。

売渡申出	1番	担当委員	8番	永友 祥一	委員
		順番委員	6番	木浦 由子	委員

売渡及び貸渡	2番	担当委員	3番	大西 準一	委員
		順番委員	13番	永友 清太	委員

以上です。よろしく申し上げます。

[議長]

次に日程第5 議案第33号農地法第3条の規定による許可申請について
を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

9ページをご覧ください。議案第33号農地法第3条の規定による許可申請
についてです。1番 有償移転 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 地目
田 面積 761 m²外 1筆 譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 譲
受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 この件につきまして担当の永友
清太委員お願い致します。

[13番]

説明いたします。この申請地は〇〇東側にあります〇〇の東側と北側に
ございます。この申請地は譲渡人の〇〇〇〇さんが〇〇に在住であり仕事も〇
内で、これまでも譲受人の〇〇〇〇さんが長い間耕作をされていた経緯がご

ございます。これからも〇〇〇〇さんが申請地の管理が出来ないという事で、〇〇〇〇さんに所有権を譲りたいという希望で話がまとまり今回の申請となりました。譲受人の〇〇〇〇さんも〇〇、〇〇の方で、早期水稲、スイートコーン、かぼちゃ、ビニールハウスでズッキーニ等、トータルで3ha位作付けされておりますし、申請地も引き続き早期水稲を作付けされる予定ですので問題はないと思います、よろしくお願い致します。

[議長]

それでは、ここで現地調査を行った結果について担当委員からの報告をお願いします。

[5番]

22日に鳥井局長、佐野主査、水町委員、私（大福）と木浦委員で現地調査をしました。2筆の内1筆は稲作を終えすでに耕耘がされておりました。もう1筆は飼料稲がまだ植わっておりました。畦畔等を見ても綺麗に管理がされており問題ないと思います。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい、10ページをご覧ください。農地法3条調査書を付けております。農地法3条第2項各号に該当していない為、許可要件を満たしてると考えます。譲受人は〇〇において水稲を栽培しており、今回の申請は経営規模の拡大であり、本件の権利取得により、周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上です。

[議長]

只今、説明報告が終わりましたがご意見、ご質問はございませんか。

[1番]

はい、金額はいくらですか。

[13番]

説明したように、譲渡人の希望で無償でも良いという話でしたが、無償ではいけないという事で、全部で〇〇で成立したようです。

[議長]

その他質問はありませんか。【質疑なし】それでは、質問もないようですから採決いたします。本件原案のとおり許可することに賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり許可と決定いたしました。

[事務局]

2番 有償移転。農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番地 地目 田 面積 565 m² 譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 この件につきまして担当の大西委員お願いいたします。

[3番]

説明いたします。〇〇〇〇さんは〇〇歳という年齢です。この土地は〇〇のすぐ側にある土地で、以前は隣で牛を養っている方が借りて飼料を作られていたましたが現在は荒れ地になっております。今回、〇〇〇〇さんが土地を購入して果樹でも作って管理をしていきたいという事で買われるそうです。よろしく申し上げます。

[議長]

それでは、ここで現地調査を行った結果について担当委員からの報告をお願いします。

[2番]

今、担当委員の方から説明がありましたとおり、〇〇の手前から左に入った所で〇〇の横の低い所です。現地を見てみましたが、担当委員の説明のとおり荒れて何も作っていない状況でありました。譲受人の〇〇〇〇さんは〇〇で果樹を植えたいという事だそうです。梅とか柿を植栽したいという事です。金額は 560 m²で〇〇円だそうです。担当委員の説明のとおり問題はないと思います。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

11ページをご覧ください。農地法3条調査書を付けております。農地法第3条第2項各号に該当していない為許可要件を満たしているものと考えます。譲受人は〇〇において野菜を栽培しています。今回の申請は、農地取得後、柿・

梅等の果樹を栽培をする予定です。果樹栽培後も肥培管理等を行うこととしていることから、本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上です。

[議長]

只今、説明報告が終わりましたがご意見、ご質問はございませんか。【質疑なし】それでは、質問もないようですから採決いたします。本件原案のとおり許可することに賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり許可と決定いたしました。

[議長]

次に、日程第6議案第34号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

12ページをお開きください。議案第34号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認についてでございます。1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番地 地目 田 面積 850 m² 所有権移転となります。譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 転用目的は宅地分譲となります。担当の大西委員より説明をお願い致します。

[3番]

説明いたします。これは先ほどの〇〇〇〇さんが買われた〇〇〇〇さんの土地です。〇〇歳になられもう農地としては使わないということです。土地は〇〇の信号の左側にあります。〇〇〇〇さんが高齢の為に、宅地分譲をされる〇〇〇〇さんに売るということで話がつき、〇〇円で買われるそうです。この土地の隣にも〇〇〇〇さんの土地がありますが、そこは〇〇が購入するという事です。14ページを見てください。土地は〇〇にある土地です。〇〇〇〇さんが購入される土地は〇〇沿いにあり宅地分譲するとの事です。よろしく申し上げます。

[議長]

それでは、ここで現地調査を行った結果について担当委員からの報告をお願いします。

[6番]

去る22日に5人で現地調査をいたしました。今言われたとおり現地は〇〇の南側で、〇〇の間にあります。周りは家ばかりなので分譲地になってもなんら問題はないと思います。今は飼料稲がまだ植わってありました。よろしくをお願いします。

[事務局]

申請地は、都市計画用途区域、第一種住居地域に用途区域が定められた地区にある農地であることから第3種農地と判断されます。第3種農地は転用許可対象であります。転用目的は宅地分譲であり、転用面積は850㎡となっております。転用理由は申請地は用途区域であり、周囲は宅地化の傾向にあり、宅地供給の一助となればと考えられ、今回の申請に至っております。東側は〇〇、西側は田・宅地、南側は水路、北側は〇〇となっております。生活排水については、公共下水道に接続し、申請地の周囲はブロック塀を設置し、雨水の流出を防ぐこととなっております。事業費は、土地代〇〇円、造成費〇〇円、合計〇〇円となっております。資金については金融機関の融資予約証明書願が添付されており、事業費的には問題ないと判断いたします。なお、小丸川土地改良区の転用については差し支えないと意見書が添付されているところです。以上です。

[議長]

只今、説明報告が終わりましたがご意見、ご質問はございませんか。【質疑なし】それでは、質問もないようですから採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり承認と決定といたしました。

[議長]

次に、日程第7議案第35号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

18ページをお開きください。議案第35号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について所有権移転です。1番 農地の所在大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 1,455㎡外1筆 所有権を移転する者 〇〇 大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 所有権の移転を受ける者 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 担当の坂本幸委員よりご説明をお願い致します。

[11番]

説明いたします。先ほど報告いたしました、あっせんで成立した農地です。〇〇〇〇様より〇〇〇〇への基盤法による所有権移転です。よろしくお願いたします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんか【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[議長]

次に利用権設定1番。

[事務局]

19ページをお開きください。利用権設定です。1番 農地の所在 大字 〇〇字〇〇 〇〇番 田 848 m² 外 4 筆 利用権を設定する者 〇〇大字 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 本件は〇〇〇〇が代理人となります、農地利用集積円滑化事業による利用権設定です。担当の宇治橋委員よりご説明をお願いいたします。

[12番]

説明いたします。今、言われましたとおり、農地利用集積円滑化事業による利用権設定です。〇〇〇〇さんの土地は〇〇で一ツ瀬改良で区画整理された、少ない面積の水田の一部でございます。〇〇〇〇さんの水田は〇〇〇〇さんが5年間借りる設定ですが、〇〇〇〇さんは手広く甘藷、大根、里芋、また稲作等も作られる認定農業者でもあり問題はないと思います。ちなみに賃借料が〇〇円、総額〇〇円となっております。よろしくお願いたします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんか【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 1,455 m²外 1筆 利用権を設定する者 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 担当の坂本幸委員より説明をお願いいたします。

[11] 番

説明いたします。先ほどのあっせんで成立した農地です。〇〇〇〇より〇〇〇〇様への5年間の利用権の設定です。〇〇〇〇様は〇〇でも認定を受けておられ、先月、高鍋でも認定を受けられました。畜産を主にされており飼料を植えられるそうです。どうかよろしく願いいたします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんか【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

以上で、本日の議案のすべてを終わりましたが事務局からその他連絡事項がありましたらお願いします。

それでは、これをもちまして、平成28年第8回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。ご苦労様でした。

(14時00分終了)

高鍋町農業委員会会議規則第9条の規定により、ここに署名する。

議 長 会 長

署名委員 6 番

署名委員 7 番